

広島県告示第六百六十三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第一項の規定によつて、漁業の免許の内容たるべき事項等を次のとおり定めた。

平成三十年九月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 免許予定日

平成三十一年一月一日

二 存続期間

免許の日から平成三十五年十二月三十一日まで

三 申請期間

平成三十年九月十日から平成三十年十一月九日まで

四 公示番号

内水共第五二号

五 免許の内容たるべき事項

1 漁業種類、名称及び時期

漁業種類	名 称	時 期
第五種共同漁業	あゆ漁業	一月一日から二月三一日
	こい漁業	一月一日から二月三一日
	うなぎ漁業	一月一日から二月三一日

2 漁場の位置及び区域

(一) 位置

府中市、福山市芦田町、福山市新市町、尾道市御調町地先（芦田川水系）

(二) 区域

次のアイを結んだ直線から上流、ウエ、オカ、キク、ケコ、スセ、ソタを結んだそれぞれの直線から下流の芦田川、御調川、山田川、阿字川、神谷川、父尾川の区域。ただし、あゆ漁業及びこい漁業についてはサシを結んだ直線から上流の区域を除く。

基点ア 芦田川における福山市芦田町福田「福戸橋」上流側右岸付け根

イ 芦田川における福山市芦田町福田「福戸橋」上流側左岸付け根

ウ 御調川における尾道市御調町津蟹「能万田橋」下流側右岸付け根

エ 御調川における尾道市御調町津蟹「能万田橋」下流側左岸付け根

オ 山田川における尾道市御調町貝ヶ原「貝ヶ原橋」下流側右岸付け根

カ 山田川における尾道市御調町貝ヶ原「貝ヶ原橋」下流側左岸付け根

キ 芦田川における府中市久佐町八田原ダム堰堤下流側一番目の旧J R福塩線

鉄橋下流側右岸付け根

ク 芦田川における府中市久佐町八田原ダム堰堤下流側一番目の旧J R福塩線

鉄橋下流側左岸付け根

ケ コから阿字川の流れに直角に対岸を見通す線と対岸との交点

コ 阿字川と横谷川との合流点における横谷川右岸

サ 神谷川における福山市新市町金丸「厚山上橋」下流側右岸付け根

シ 神谷川における福山市新市町金丸「厚山上橋」下流側左岸付け根

ス 神谷川における福山市新市町藤尾「川井谷橋」下流側右岸付け根

セ 神谷川における福山市新市町藤尾「川井谷橋」下流側左岸付け根

ソ 父尾川における福山市新市町藤尾「二の滝」下流側右岸付け根

タ 父尾川における福山市新市町藤尾「二の滝」下流側左岸付け根

六 地元地区

府中市、福山市芦田町、福山市新市町、尾道市御調町